

(表)

選挙人名簿抄本閲覧申出書 (調査研究)

令和●年 12月 10日

南あわじ市選挙管理委員会委員長 様

申出者 住 所 南あわじ市市善光寺 22-1

電話番号 0799-43-5004

氏 名 南あわじ新聞社世論調査部長 選挙 太郎

(申出者が国等の機関にあってはその名称を、申出者が法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

署名又は記名押印

次のとおり政治又は選挙に関する調査研究をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

また、閲覧した内容を筆記又は入力の方法により写す場合は、その写しを今回の目的以外に使用しないことを誓約します。

1 活動の内容	政治・選挙に関する (統計調査 ・ 世論調査 ・ 学術研究)
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。) 政治や選挙等に関する有権者の意識を客観的に測定、分析して報道し、もって公選法第1条に定めるところの民主政治の健全な発達を期する。
3 閲覧者の住所及び氏名	(申出者が国又は地方公共団体の機関である場合にあっては、閲覧者の職名及び氏名を記載すること。) 住所 神戸市中央区○○○1-1-1 氏名 明推 運太郎
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。) 南あわじ新聞社世論調査部と担当で名簿を管理し、新聞掲載後にシュレッダーで廃棄。
5 閲覧対象者の範囲	第15投票区から無作為に10人
6 調査研究の責任者の住所及び氏名	(申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には調査研究の責任者の職名及び氏名を、申出者が法人の場合には調査研究の責任者の役職名及び氏名を記載すること。) 南あわじ市市善光寺 22-1 南あわじ市新聞社世論調査部長 選挙 太郎

裏面も記入してください

(裏)

7 調査研究の成果の取扱い	(公表の時期、方法等について具体的に記載すること。) 南あわじ新聞に掲載(令和●年3月以降)
8 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には併せて閲覧者が当該国又は地方公共団体の機関の職員である旨を、申出者が法人である場合には併せて閲覧者が当該法人の役職員・構成員である旨を、それぞれ記載すること。) 閲覧者は、申出者(南あわじ新聞社)が雇用している調査員である。
9 法人閲覧事項取扱者の範囲	(申出者が法人である場合に記載すること。) 南あわじ新聞社世論調査部副部長 水仙 九郎 南あわじ市新聞社職員 玉葱 八郎
10 個人閲覧事項取扱者の指定	(申出者が個人である場合に記載すること。) 別添申出書のとおり、公職選挙法第28条の3第5項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
11 申出者が受託者である場合には、委託者の氏名及び住所	(委託者が国又は地方公共団体の場合はその名称を、委託者が法人の場合はその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記載すること。)
備考	(備考欄について記載すること。) 調査説明書(調査趣意書等)を添付する。

閲覧事項を取り扱うことができる者は、原則申出者及び閲覧者である。
申出者が個人であり、これらの者以外に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合は、この申出が必要となる。
申出をする場合は、別紙「個人閲覧事項取扱者に関する申出書」を提出する必要がある。

者の保護に関する法律(平成13年法律第51号)第1条第1項に規定するストーカー行為等(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成15年法律第122号)第7条第1項に規定するストーカー行為等)の防止及び被害

4 「申出者」欄には、

委託者も閲覧事項(住所・氏名・生年月日・性別)を直接取り扱う場合、委託者と受託者とが共同して閲覧の申出をしなければならない。

調査研究をする
。防止及び被害
暴力をいう。)第7条第